# さんか **EXPRESS** 編示用



セブン&アイグル--プ労働組合連合会 イトーョー カドー 労 働 組 合 東京都千代田区二番町8-03 - 6238 - 3940TEL 03 - 3261 - 2358発行者 渡邊 健志 編集者 岡山 明日菜

### 《UAゼンセン》

## 令和元年自然災害に関わる災害見舞金支給について

∼現場の組合員の声を受け、UA ゼンセンが災害見舞金の支給を決定しました~

「台風 15 号・19 号」をはじめとする自然災害に被災された組合員、従業員の方々と共に、ご家族、ご親族の 皆様に心からお見舞い申し上げます。UAゼンセンは、組合員およびそのご家族が被害を被ったとき、相互扶 助の精神により「緊急支援カンパ」を募りました。UAゼンセン災害対策本部として 11 月 29 日をもって緊急 支援カンパ期間が終了したことから、この度の自然災害で被災された被災者への見舞金支給について、下記の 通り対応をいたしますのでご確認をよろしくお願い致します。

#### ≪UA ゼンセンとは≫

UA ゼンセンには、繊維・衣料、医薬・化粧品、化学・エネルギー、 窯業・建材、食品、流通、印刷、レジャー・サービス、福祉・医療産業、 派遣業・業務請負など、国民生活に関連する多種多様な産業で働く仲間 が集結しています。

その数は、2019年9月10日現在で2.333組合、1.793.050名と、日 本最大の産業別労働組合です。



## 1. 災害見舞金の支給区分と対象者

令和元年以降発生の激甚災害指定(見込み含む)された自然災害において被災されたUAゼンセン加盟組合の全 従業員とします。

※セブン&アイグループ労働組合連合会「特別カンパ見舞金」とは別途見舞金を支給します

#### 令和元年以降の激甚災害指定されている自然災害

- ①令和元年6月6日から7月24日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 (梅雨前線・台風第3号・第5号)
- ②令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害

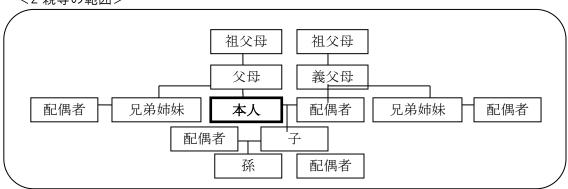
(前線による豪雨・台風第 10 号・第 13 号・第 15 号・第 17 号)

③令和元年 10 月 11 日から 10 月 26 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害

(台風第 19 号·第 20 号·第 21 号)

	支給区分				金額
死亡	а	・本人			200,000 円
	b	・配偶者	※安否不明については、死亡が確定された方を対象とする。		50,000 円
	С	・2 親等までの家族			20,000 円
住宅災害(本人のみ)	d	・現在住んでいる住居 ・単身赴任中の家族の住居	自己所有	全壊	60,000 円
	е	・現在住んでいる住居 ・単身赴任中の家族の住居	自己所有	半壊 浸水 (床上・床下)	30,000 円
	f	・現在住んでいる住居 ・単身赴任中の家族の住居	社宅・借家	全壊・半壊 浸水 (床上・床下)	20,000 円
		・親元同居の住宅	_		
車	<b>5</b> 0	・自己所有かつ通勤用の車 (バイクは適用外)		全損	10,000 円

#### <2親等の範囲>



## 2. 申請の流れ

- (1)上記の支給区分に該当する対象者は「支部代表委員長」に申し出ていただき、申請書を受け取ってください。
- (2) 申請書の内容に基づきご記入いただき、必要書類のご準備をお願いいたします。 (必要書類の詳細は申請書をご確認ください)
- (3)必要書類と申請書を支部代表委員長にお渡しいただき、支部代表委員長から組合本部 (IY 00 労働組合 ) おで書留メーラーで送付してください。

## 3. 申請期間と支給について

- (1) 申請は随時受け付けます
- (2)締切・・・2020年1月24日(金)までに組合本部(IY00労働組合 岡山)まで書留メーラーで送付
- (3) UA ゼンセンより組合本部に送金を確認次第、担当ゾーン議長より支給のご連絡をいたします。

## \*ご不明な点は、支部代表委員長にお問い合わせください。

## 一 掲示期間 1月24日(金)まで 一